

第4次いわき市障がい者計画及び第4期いわき市障害福祉計画の策定について

1 第4期いわき市障害福祉計画策定の趣旨等

(1) 計画策定の趣旨

本市においては、平成18年度から平成20年度までを第1期、平成21年度から平成23年度までを第2期、平成24年度から平成26年度までを第3期として障害福祉計画を策定。障がいのある方の地域生活を支援するためのサービス基盤の整備等について、計画的に施策の推進を図ってきた。平成26年度に第3期障害福祉計画が最終年度を迎えたことから、障害福祉サービス等の見込量等を設定し、本市における施策の一層の充実を図るために、平成27年3月に第4期障害福祉計画を策定し

(2) 計画策定の根拠

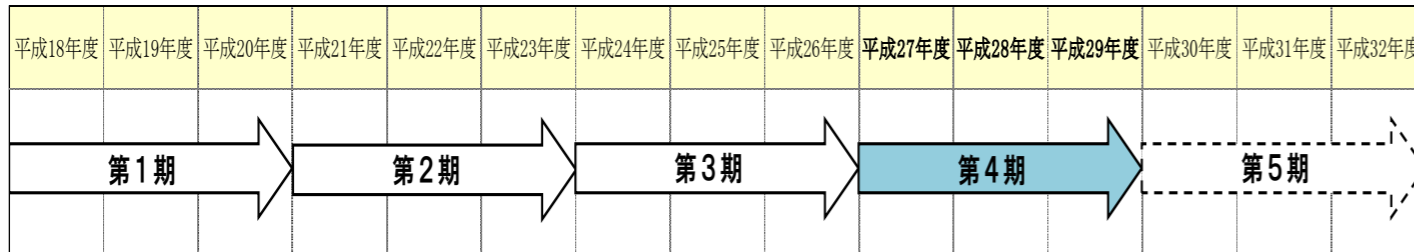
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条に基づき、国が定めた基本指針*に則して、本市における障害福祉サービス、障害児通所支援及び相談支援並びに地域生活支援事業を提供するための体制の確保が、総合的かつ計画的に図られるようにするために策定。

*基本指針：障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本指針

(3) 計画期間

平成27年度から平成29年度までの3年間

『いわき市障害福祉計画』の計画期間



(参考) 第4次いわき市障がい者計画の策定の趣旨

(1) 計画策定の趣旨

平成16年に策定した『新・いわき市障がい者計画』（計画期間：平成16年度～平成25年度）が、平成25年度をもって最終年度を迎えたことから、平成26年2月に『第4次いわき市障がい者計画』を策定する。

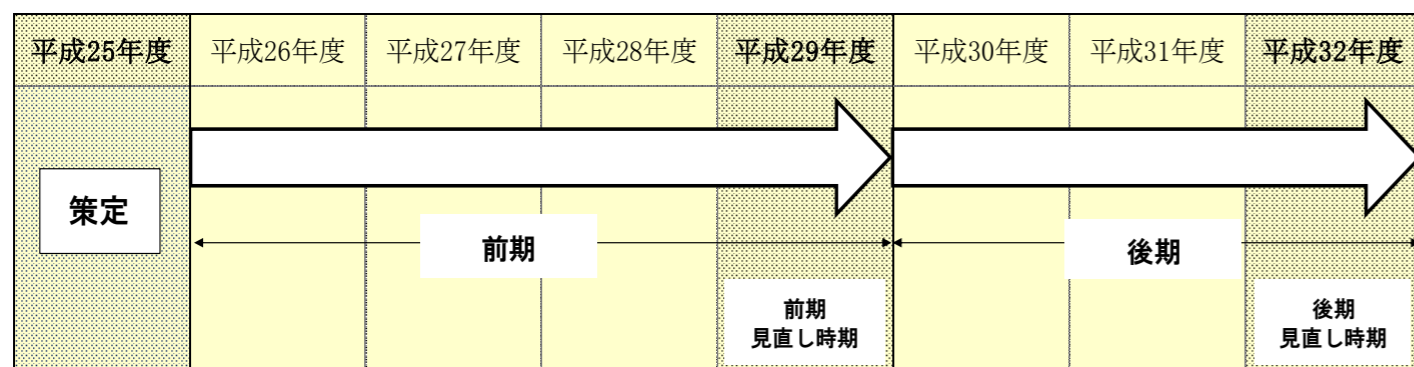
(2) 計画策定の根拠

「第4次いわき市障がい者計画」は、障害者基本法第11条第3項に定める市町村における障がい者のための施策に関する基本的な計画（市町村障害者計画）として策定。

(3) 計画期間

平成26年度から平成32年度までの7年間
(平成26年度から平成29年度までの4年間を前期、平成30年度から平成32年度までの3年間を後期とする。)

『第4次いわき市障がい者計画』の計画期間



(4) 対象事業等

障害福祉サービス

【介護給付】

- ① 居宅介護
- ② 重度訪問介護
- ③ 行動援護
- ④ 同行援護
- ⑤ 重度障害者等包括支援

- ⑥ 生活介護
- ⑦ 療養介護
- ⑧ 短期入所
- ⑨ 施設入所支援

【訓練等給付】

- ① 自立訓練
- ② 就労移行支援
- ③ 就労継続支援
- ④ 共同生活援助（グループホーム）

相談支援事業

- ① 計画相談支援
- ② 地域移行支援
- ③ 地域定着支援

障害児支援（児童福祉法）

【障害児支援】

- ① 児童発達支援
- ② 放課後等デイサービス
- ③ 保育所等訪問支援
- ④ 医療型児童発達支援

【障害児相談支援】

- 障害児相談支援

地域生活支援事業

【必須事業】

- ① 理解促進研修・啓発事業
- ② 自発的活動支援事業
- ③ 相談支援事業
- ④ 成年後見制度利用支援事業
- ⑤ 成年後見制度法人後見支援事業
- ⑥ 意思疎通支援事業
- ⑦ 日常生活用具給付等事業
- ⑧ 手話奉仕員養成研修事業
- ⑨ 移動支援事業
- ⑩ 地域活動支援センター機能強化事業
- ⑪ 障害児等療育支援事業

【任意事業】

- ① 福祉ホームの運営
- ② 訪問入浴サービス
- ③ 生活訓練等
- ④ 日中一時支援
- ⑤ 障害児支援体制整備
- ⑥ スポーツ・レクリエーション教室開催等
- ⑦ 点字・声の広報等発行
- ⑧ 奉仕員養成研修
- ⑨ 自動車運転免許取得・改造助成
- ⑩ 更生訓練費給付

成果目標

- 成果目標 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 成果目標 2 地域生活支援拠点等の整備
- 成果目標 3 福祉施設から一般就労への移行等
- 成果目標 4 入院中の障がい者の地域生活への移行（福島県が策定）

2 第4次いわき市障がい者計画及び第4期いわき市障害福祉計画の関係

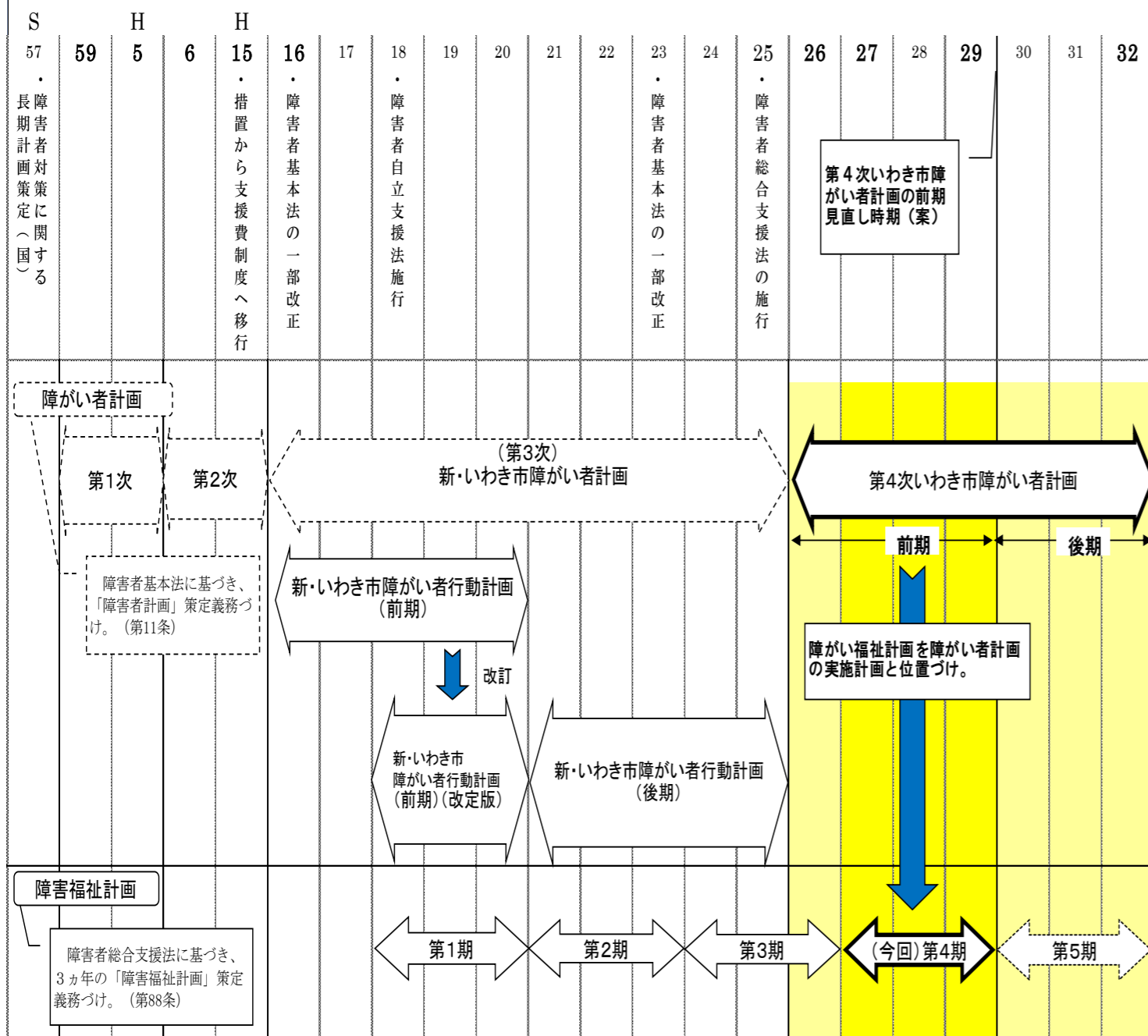
(1) 第4次いわき市障がい者計画及び第4期いわき市障害福祉計画の関係

障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に定める障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（市町村障害福祉計画）として、現在、本市において、『第3期障害福祉計画』（平成24年度～26年度）を策定していますが、第3期障害福祉計画の最終年度と『次期（第4期）障害福祉計画』（平成27年度～29年度）の3年間の合計4年間分について、本障がい者計画の前期4年間（平成26～29年度）の障害福祉サービス等の提供に係る実施計画として位置づける。

(2) 計画の見直し

平成29年度に、次の『第5期障害福祉計画』の策定と合わせて、第4次いわき市障がい者計画（前期）の中間評価を行う。

「いわき市障がい者計画」、「いわき市障がい者計画行動計画」及び「障がい福祉計画」の関係及び計画期間



3 計画の推進体制

両計画の推進は、各主体の連携・協調のもと、障がいの有無に関わらず、誰もが安心して地域で生活できるための支援体制の構築を推進する。

(1) いわき市地域自立支援協議会

障害者総合支援法に基づき設置されている自立支援協議会は、障がいのある方の自立支援、地域生活支援を推進していくためのシステムづくり及びネットワークづくりの協議の場としての機能を果たす。

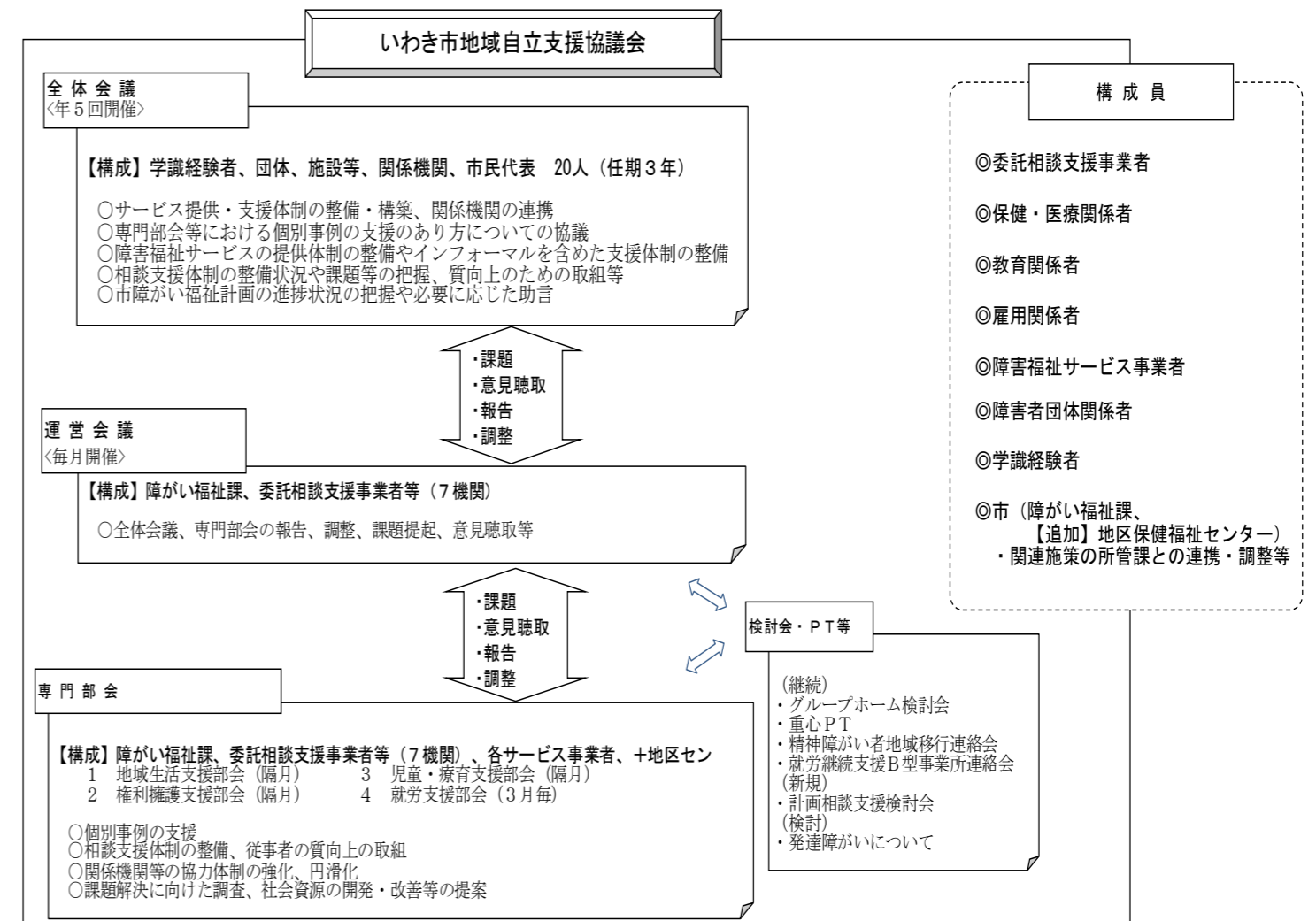
(2) 専門部会

地域自立支援協議会と連携し、事業実施における関係機関相互のネットワークを強化。さらに、検討事例等の課題共有、併せて課題解決への取り組みを検証、反映することで、障がいのある方の生活を支援するサービスの中立・公平性の確保と質の向上を図り、本市における障がい者福祉の向上に取り組む。

(3) 行政

国、県、社会福祉法人、市民活動団体及び事業者との連携と協力体制の構築、市民、障がい者団体、事業者と連携、協力して計画に基づく施策の推進を図る。また、計画についての評価や、必要に応じて見直しを行い、次の計画や施策等に反映する。

いわき市地域自立支援協議会の構成（体系図）



※平成27年度見直し予定